

様式第 17 の 4 の 3 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 機能に係るレートベース

項目	金額 (単位:円)	備考
機能に係るレートベース		
当該機能に係る正味固定資産		
当該機能に係る繰延資産		
当該機能に係る投資その他の資産		
当該機能に係る貯蔵品		
当該機能に係る運転資本		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項各号に掲げる機能ごと (同項第 2 号に定める機能にあつては、同条第 2 項各号に掲げる部分ごと (同項第 3 号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 2 項により算定する場合を除く。)

2 「当該機能に係る正味固定資産」の項には、様式第 17 の 4 の 6 (役員別指定設備帰属明細表) により算定された額を記載すること。

3 「当該機能に係る運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (機能別運転資本計算表) により算定された額を記載すること。

2 資本構成比

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

3 他人資本費用

項目	数値 (単位:円又はパーセント)	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債に対する利率相当率		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項各号に掲げる機能ごと (同項第 2 号に定める機能にあつては、同条第 2 項各号に掲げる部分ごと (同項第 3 号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第 13 条第 2 項により算定する場合を除く。)

2 「他人資本比率」の項には、2 (資本構成比) により算定された値を用いること。

3 「有利子負債に対する利率」の項には、5 (有利子負債に対する利率) により算定された値を用いること。

4 「有利子負債以外の負債に対する利率相当率」の項には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 8 条第 9 項の総務大臣が別に告示する値を用いること。

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目			
有利子負債以外の負債の合計額			

有利子負債以外の負債比率	
--------------	--

合計額			
-----	--	--	--

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

5 有利子負債に対する利率

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			
有利子負債に対する利率			

注1 「損益計算書上の勘定科目」の欄は、営業外費用の勘定科目に限る。

注2 「貸借対照表上の勘定科目」の欄は、有利子負債に該当する勘定科目に限る。

注3 「損益計算書上の勘定科目」及び「貸借対照表上の勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

6 自己資本費用

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
自己資本費用		
機能に係るレートベース		
自己資本比率		
自己資本利益率		

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

注2 「自己資本比率」の項には、2（資本構成比）により算定された値を用いること。

注3 「自己資本利益率」の項には、7（自己資本利益率）により算定された値を用いること。

7 自己資本利益率

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品の平均金利				
$\beta$				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

- 注 1 「リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。
- 2 「 $\beta$ 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定するものをいう。
- 3 「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第3項に規定するものをいう。

8 (削除)

9 利益対応税

項目	数値 (単位：円又はパーセント)	備考
利益対応税		
自己資本費用		
利益対応税率		
機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率		

- 注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

10 利益対応税率

利益対応税率の算定式	
利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）	
利益対応税率	

- 注 1 「利益対応税率の算定式」の項には、検証可能な形で算定式を示すこと。
- 2 「利益対応税率の算定式に代入する入力値（税率等）」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

11 利潤

項目	数値（単位：円）	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

- 注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと（同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

1 2 第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 2 項により算定する接続料の利潤

項目	数値	備考
運転資本 (単位: 円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤 (単位: 円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定におけるレートベース (単位: 円)		
データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の算定における利潤をレートベースで除したもの		
利潤 (単位: 円)		

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 2 項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 「運転資本」の項には、様式第 17 の 4 の 7 (レートベースの運転資本の算定) により算定された額を記載すること。

3 SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「数値」の欄を分けて記載すること。